

# *Newsletter*

*No. 1 Autumn 2008*



グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」  
Global Centers of Excellence Program *Soft Law and the State-Market Relationship*



拠点リーダー 岩村 正彦

私達が申請していました「国家と市場の相互関係におけるソフトロー —— 私的秩序形成に関する教育研究拠点形成」が平成20年度のグローバルCOEプログラムに採択されました。私達は平成15年度～19年度の5か年度にわたって21世紀COEプログラムのプロジェクトとして「国家と市場の相互関係におけるソフトロー —— ビジネスローの戦略的研究教育拠点形成」

を遂行してきましたが、今回採択されたプロジェクトは、この21世紀COEプログラムのプロジェクトを継続し、さらに飛躍的に発展させようとするものです。

このプロジェクトのキーワードは、「ソフトロー」という言葉です。私達は「ソフトロー」を、「国家が形成するルールではなかったり、最終的に国家によるエンフォースメントが保証されていなかったりするにもかかわらず、現実の経済社会において国や企業が何らかの拘束感を持ちながら従っている諸規範」というように捉えています。こうしたソフトローは、あらゆる分野に広く見られる現象で、現代の経済社会において重要な機能を担っていますし、各国の実定法の枠を超えたグローバルな規範形成としても重要です。このように現代社会においてソフトローの重要性が大きくなった結果、従来わが国で行われてきた実定法中心の法学教育・研究だけでは、現実の法の世界を把握することはできなくなっています。そこで、私達は、21世紀COEプログラムで、ソフトローに関する教育・研究を通じて、わが国の実定法研究を、実証に基礎を置く学際的な社会科学へと発展させることを目的とする「ソフトロープロジェクト」を発足させました。

この21世紀COEプログラムのプロジェクトでは、ソフトローを対象として研究するための学際的な方法論の確立に務め、あわせてソフトロー研究の必須の基礎的作業であるソフトローに関する汎用性のある総合データベースを構築・公開しました。また、事業推進担当者によるソフトロー関連科目の講義・演習を提供するとともに、拠点形成アシスタントや特任研究員制度を活用して若手研究者を育成しました。こうした21世紀COEプログラムのプロジェクトの成果は高い評価を受けており、国際的にも最先端を行くものと自負しています。実際、私達のプロジェクトに追随して、同様のプロジェクトを発足させた他大学（国

外) もあります。

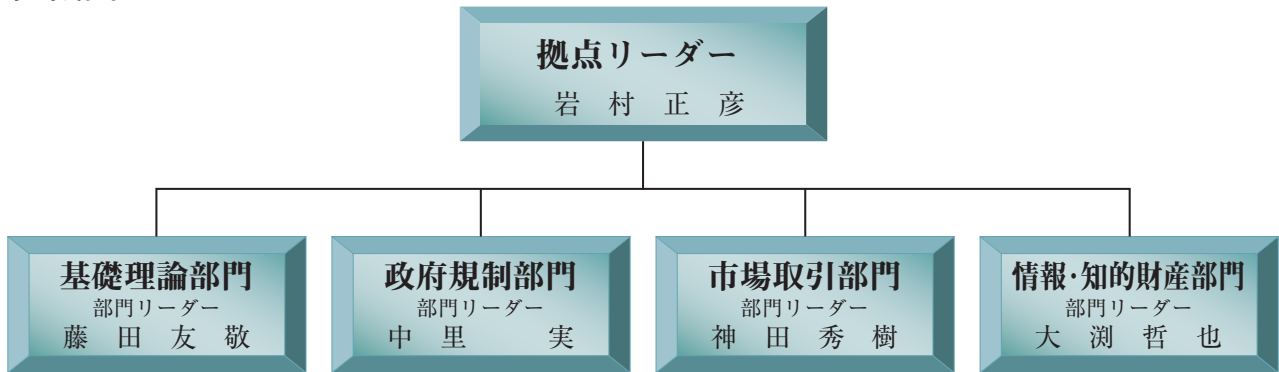
グローバルCOEプログラムのプロジェクトは、こうした21世紀COEプログラムの成果をもとに、教育（人材育成）及び研究の両面を一層発展させることとしています。教育・人材育成についていえば、21世紀COEプログラムで行っていた拠点形成アシスタントや特任研究員制度を用いた人材育成に加えて、まず、ソフトローの教育を法学政治学研究科の正規の教育課程に位置づけ、法学だけでなく、隣接諸科学の研究者による講義や演習も提供します。また、大学院生や助教を当研究科で提供するサマースクールへ参加させたり、海外の大学で開催されるセミナーへ派遣します。さらに、ソフトローの形成に関わる現場を経験してもらうために、海外のロー・ファームや国際機関にインターン・トレイニーとして大学院生等を派遣します。これらのプログラムによって、一方では、実定法研究を実証に基礎を置く学際的な社会科学へと発展させる若手研究者の育成を、他方では、ソフトローに関する理論的研究に裏付けられた高い識見を持ち、国内外におけるルールの策定に寄与する、国際競争力ある法律家（法曹実務家等）の育成を目指します。つぎに、研究については、基礎理論部門、政府規制部門、市場取引部門および情報・知的財産部門の4部門の体制で取り組みます。そして、21世紀COEプログラムのプロジェクトに引き続いてソフトロー総合データベースの構築・公開を継続するとともに、同プロジェクトから浮かび上がった新たな課題である個別のソフトローの実証研究を進め、あわせて、海外の研究機関・拠点との連携の確立・強化とを図っていきます。

私達は、研究の成果を広く発信していくことは重要であると考えています。21世紀COEプログラムのプロジェクトでは雑誌「ソフトロー研究」、ディスカッション・ペーパー等によって研究成果を公表してきましたが、グローバルCOEプログラムのプロジェクトでもこれを継続します。また、英文刊行物を充実させて、研究成果の国際的発信にもより一層力を入れていきます。

本プロジェクトが目指す、21世紀COEプログラムのプロジェクトで構築したソフトローに関する国際的  
教育・研究拠点の飛躍的發展を達成するためには、関係する多くの方のご支援が必要です。どうぞよろしく  
お願い致します。

# 1 研究教育組織

## 組織図



## 事業推進担当者

藤田友敬(部門リーダー) 法学政治学研究科・商法	中里実(部門リーダー) 法学政治学研究科・租税法	神田秀樹(部門リーダー) 法学政治学研究科・商法	大淵哲也(部門リーダー) 法学政治学研究科・知的財産法
畑瑞穂 法学政治学研究科・民事訴訟法	岩原紳作 法学政治学研究科・商法	宮廻美明 法学政治学研究科・国際企業法	ダニエル・フット 法学政治学研究科・法社会学
山本隆司 法学政治学研究科・行政法	増井良啓 法学政治学研究科・租税法	山下友信 法学政治学研究科・商法	荒木尚志 法学政治学研究科・労働法
柳川範之 経済学研究科・契約理論	白石忠志 法学政治学研究科・経済法	中田裕康 法学政治学研究科・民法	森田宏樹 法学政治学研究科・民法
松村敏弘 社会科学研究所・産業組織、公共経済	飯田敬輔 法学政治学研究科・国際政治経済学	河上正二 法学政治学研究科・民法	浅香吉幹 法学政治学研究科・英米法
田中亘 社会科学研究所・商法、法と経済学		神作裕之 法学政治学研究科・商法	石川博康 社会科学研究所・民法

### 特任教授

- 折原 誠 社団法人信託協会  
 島崎 謙治 政策研究大学院大学  
 中窪 裕也 一橋大学大学院国際企業戦略研究科

### 特任研究員

- 大川 昌男 日本銀行金融研究所  
 木下 卓三 東京証券取引所  
 黒田 有志弥 大学院法学政治学研究科  
 武生 昌士 大学院法学政治学研究科  
 土屋 裕子 大学院法学政治学研究科  
 萬澤 陽子 財団法人日本証券経済研究所  
 山本 慶子 日本銀行金融研究所

### リサーチアシスタント

- 温 笑侗 大学院法学政治学研究科博士課程  
 坂 卷 静佳 大学院法学政治学研究科博士課程  
 永 野 仁美 大学院法学政治学研究科博士課程  
 西 本 健太郎 大学院法学政治学研究科博士課程  
 朴 孝淑 大学院法学政治学研究科博士課程

## メンバー紹介

### 拠点リーダー



**岩村正彦（いわむら・まさひこ）** 1979年東京大学法学部卒業。東京大学法学部助手、東北大学法学部助教授、東京大学大学院法学政治学研究科助教授を経て、1995年8月から同教授となり、現在に至っています。専門は、社会保障法と労働法です。労働法に関しては、いわゆる助手論文以来研究対象としてきた労災保険法のほか、外国人労働や高齢者雇用などを扱ってきました。最近では、東京都労働委員会・中央労働委員会の公益委員を務めている関係で、集团的労働関係法、とくに不当労働行為法にも関心を寄せています。社会保障法の領域では、2001年に『社会保障法Ⅰ』（弘文堂）を刊行して以来、その続きに当たる公的医療保険法および公的年金法について、断続的にではありますが、雑誌への連載という形で研究を進めています。とくに公的医療

保険法に関しては、少しずつではありますが、単行書化の作業を進めています。また、社会福祉サービス法、とくに介護保険法や障害者自立支援法など高齢者や障害者の福祉の領域では、契約にもとづくサービス提供関係の重要性が増したことを反映して、契約法・消費者法との関係で、ソフトローと関係するものも含めて種々の法的問題が存在しており、研究を行ってきたところですが、最近では家族法との関係でも興味深いテーマがあると気づいたところではあります。そのほか、近年、わが国でも関心を惹きはじめ、政策の展開も見られる最低所得保障制度と自立支援の仕組みについても研究に着手したところではあります。

ソフトロー・プロジェクトは、昨年度まで21世紀COEで行ってききましたが、今年度から本グローバルCOEが受け継いで進めていくことになりました。そこで、上記の各研究テーマについてソフトローを視野に入れながら研究を行っていこうと考えています。また本グローバルCOEでは、私がリーダーとして全体の統括を担当することとなりました。本プロジェクトが期待どおりの成果を上げることができるよう努めていきたいと思っておりますので、ご支援をお願い致します。

### 特任教授



**折原誠（おりはら・まこと）** 1948年栃木県生まれ。明治学院大学大学院法学研究科修士課程修了（法学修士）後、社団法人信託協会に入社。現在、調査部長兼信託文献センター長・コンプライアンス推進室長。主に調査部門を歩み、信託に関する法律・経済・税制の各種研究会、さらには信託法学会の事務局としてその運営に携わってきました。信託法改正の関係でいえば、信託法研究会（座長：四宮和夫氏 昭和52年～昭和60年）において、民事信託についての立法論的研究を行い、昭和60年に「信託法改正試案」を信託法学会で発表しております。その後、商事信託研究会（座長：前田

庸氏 昭和61年～平成17年）において、商事信託についての立法論的研究を行い、平成12年に商事信託法要綱案を信託法学会で発表したうえで、平成13年に商事信託法要綱として公表しております。80数年ぶりに行われた平成18年の信託法全面改正に至る過程において、一定の貢献をすることができたのではないかと考えております。

信託制度は、資産の運用や流動化等の金融分野で幅広く利用されており、今後は高齢社会を迎えて財産の管理・承継にも利用されようとしています。もともと信託は、他の仕組みに関するハードローの持つ厳格性や硬直性を補正して社会の変化やニーズに柔軟に対応できるようにするものとして生まれたものと言われています。このため当事者の自発的な設計を尊重し柔軟なアレンジメントを可能にするという意味で、本来的にソフトローと相通じるような性格を内在しているともいえると思います。グローバル化した高度成熟社会を迎え、さまざまな場面で信託的な考え方や手法が必要とされることが多くなることが予想されますので、商事信託法の研究を通じて少しでも社会と学界、さらには法学教育に貢献できればと思っております。





# 2 研究教育活動

本拠点における2008年7月1日から同年10月末までの活動をご紹介します。なお、報告者等の所属・肩書は当時のものです。

## <政府規制部門>

### ■ 経済法研究会

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第1回	2008年9月18日	マリンホース事件（日本事例）	白石忠志（東京大学大学院法学政治学研究科教授）他
第2回	9月30日	Twonbly判決（欧米事例）	川合竜太（日比谷総合法律事務所）他

## <市場取引部門>

### ■ 市場取引ソフトロー研究会

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第1回	2008年8月18日	企業価値研究会報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」について	神田秀樹（東京大学大学院法学政治学研究科教授）他

### ■ GCOE公開講座（BLC公開講座と共催）

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第1回	2008年10月9日	独占禁止法の動向－実体法・手続法の課題	村上政博（一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授、ビジネスロー・比較法政研究センター客員教授）
第2回	10月30日	変化する日本社会と法	但木敬一（前検事総長）



### ■ 「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」シンポジウム

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第1回	2008年9月19日	Changing Society and the Role of Law	Genlin Liang（北京大学教授）他 詳細は本誌9頁～11頁参照



東京大学グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」第1回シンポジウム

## *Changing Society and the Role of Law*

日 時：2008年9月19日(金) 10:00-17:30

会 場：東京国際フォーラム・ホールD5

Welcome Speech

Professor Hiroshi Takahashi (Managing Director, Executive Vice President of The University of Tokyo)

Keynote Speech

Professor Emeritus Koya Matsuo (The University of Tokyo)

### ***Session 1 "Business Crime" (development of economy and crime)***

"The crime of taking bribes in Chinese criminal law: interpretation, loophole and its filling"

Professor Genlin Liang (Peking University, Law School)

"The Role and Limit of Criminal Law in Controlling Corporate Misconducts: The Application of the "Crime of Trust Breach" in the Korean Penal Code"

Professor Kuk Cho (Seoul National University, College of Law)

"Developments in the Penal Protection of Trade Secrets in Japan"

Professor Atsushi Yamaguchi (The University of Tokyo, School of Law)

### ***Session 2 "Autonomy of Family and the Role of State--Protection of women and children" (Domestic violence, alimony, and maintenance for children)***

"CEDAW (Convention on Elimination of All Forms of Discrimination against Women) and China: From an International Law Perspective"

Professor Guimei Bai (Peking University, Law School)

"CEDAW, CRC and the Korean Family Law"

Professor Jinsu Yune (Seoul National University, College of Law)

"Status of women in family--the balance between autonomy and protection"

Professor Atsushi Omura and Professor Hiroto Dogauchi (The University of Tokyo, School of Law)

Closing Speech

Professor Masahito Inouye (Dean, the Graduate Schools for Law and Politics, The University of Tokyo)

共催：2nd Annual BESETO Conference

(東京大学大学院法学政治学研究科・北京大学法学院・ソウル大学校法科大学)

協力：株式会社商事法務

系におけるソフトロー」第1回シンポジウムと共催)

## and the Role of Law”

Genlin Liang (北京大学法学院教授) 他

学そして東京大学大学院法学政治学研究科という東  
ら回りで研究集会を行うことが決められた。この研  
をとって“Beseto”と呼ばれている。2007年のソウ  
、“Changing Society and the Role of Law”を総

によるWelcome Speech、及び松尾浩也東京大学  
るKeynote Speechの後、以下の2つのセッション

me) をテーマ  
報告がされた。  
授による“On  
king Bribes-  
と題する報告  
形財産しか含  
めの解釈論・  
CHO (曹國)



Controlling Corporate Crimes in Korea”と題する報告  
業務上背任の問題点、ホワイトカラー犯罪に対す  
について指摘がされた。最後に、東京大学の山口厚教  
of Trade Secrets in Japan-Protection by Unfair  
営業秘密の保護の拡大のための不正競争防止法の  
目がされた。

質疑応答がされた。質疑応答は約1時間半にわたり活  
介することはできないが、例えば、中国刑法の収賄  
利益を含ませる拡張(あるいは類推)解釈の可否、  
通報者を保護する制度の有無(現在の中国にはま  
法人への刑罰の持つ社会的な意義及び懲罰的賠償  
が法人の過失となるのか、営業秘密の保護をめぐ  
外で管理される営業秘密も対象としているのか(対

## Role of State-Protection of Women and Children

女性及び児童の保護(Autonomy of Family and the  
をテーマとして、道垣内弘人教授の司会の下に、

から、“The Implementation of CEDAW in China:  
する報告がされ、1980年に中国が批准したCEDAW  
る条約)の履行のための立法的・行政的措置につい

て言及がされた後、中国では現在人権委員会のよう  
と、女性の権利を取り巻く状況、女性差別の定義が  
が説明され、国際人権法と中国国内法との連携の必  
YUNE (尹眞秀) 教授から、“CEDAW, CRC and  
CEDAW (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃  
約)の韓国における位置づけについて説明がされた  
保が、近年の家族法・国籍法・渉外私法等の相次ぐ  
——により撤回されてきた経緯が紹介された。最後  
授との共同執筆に係る“Status of Women in Family  
と題する報告がされ、家族における女性の位置づけ  
え)」制度の廃止・共同親権・妻の財産管理権・妻  
婦別姓の提案の挫折や配偶者からの暴力の防止及び  
の相続分の増加・子の扶養料請求権の保護の強化に

これらの報告の後、報告者にフロアも交えて質疑  
発に行われたため、そのすべての内容をここで紹介  
論がされた。

社会の変化が法改正を促す場合と法改正が社会の  
は多くは前者ではないかとの指摘がされ、関連して  
改正と司法部門による判例の創造・変更があり、そ  
指摘がされた。また人権保護機関を構想する場合に、  
がされた。YUNE教授のレポートで言及されたCRC  
ではどのような規律が存するのかという質問がな  
ンのようなものが存するのみである、という回答が  
言及された地方在住の女性の教育に関する権利と市  
NGOが果たしている役割、中国・韓国においてCE  
がされた。

これら2つのセッションが終了した後、東京大学  
から、Beseto開催の意義や2つのセッションでの  
Speechがあり、第2回Besetoは終了した。

この第2回Besetoでは、テーマを絞った上で同一  
あわせてレポートを執筆する、ということを取って  
自由に特定のテーマを設定して報告をする、とい  
込み、絞り込まれたテーマについて北京大・ソウル  
報告者の負担が大きいという意味で困難であること  
も、内容的には様々な報告がされることになった。

このことについて、一方では、統一感のない研究  
し他方では、ある程度幅のあるテーマについてそれ  
というバリエーションを楽しむことができたという  
いては、報告者同士がお互いの報告内容について  
議論をぶつける、ということがしばしば行われた  
数を考えれば、フロアからの質問も少なくはなか  
きであろう。

なお、この第2回Besetoにおける各報告は、出  
行される予定である。

(東京大学大学院法学政治学研究科教授・第2回Beseto)

系におけるソフトロー」第1回シンポジウムと共催)

## and the Role of Law”

Genlin Liang (北京大学法学院教授) 他

学そして東京大学大学院法学政治学研究科という東  
ら回りで研究集会を行うことが決められた。この研  
をとって“Beseto”と呼ばれている。2007年のソウ  
、“Changing Society and the Role of Law”を総

によるWelcome Speech、及び松尾浩也東京大学  
るKeynote Speechの後、以下の2つのセッション

me) をテーマ  
報告がされた。  
授による“On  
aking Bribes-  
と題する報告  
形財産しか含  
めの解釈論・  
CHO (曹國)



Controlling Corporate Crimes in Korea”と題する報告  
業務上背任の問題点、ホワイトカラー犯罪に対す  
について指摘がされた。最後に、東京大学の山口厚教  
of Trade Secrets in Japan-Protection by Unfair  
営業秘密の保護の拡大のための不正競争防止法の  
がされた。

質疑応答がされた。質疑応答は約1時間半にわたり活  
介することはできないが、例えば、中国刑法の収賄  
利益を含ませる拡張(あるいは類推)解釈の可否、  
通報者を保護する制度の有無(現在の中国にはま  
法人への刑罰の持つ社会的な意義及び懲罰的賠償  
が法人の過失となるのか、営業秘密の保護をめぐ  
外で管理される営業秘密も対象としているのか(対

## Role of State-Protection of Women and Children

女性及び児童の保護(Autonomy of Family and the  
をテーマとして、道垣内弘人教授の司会の下に、

から、“The Implementation of CEDAW in China:  
する報告がされ、1980年に中国が批准したCEDAW  
る条約)の履行のための立法的・行政的措置につい

て言及がされた後、中国では現在人権委員会のよう  
と、女性の権利を取り巻く状況、女性差別の定義が  
が説明され、国際人権法と中国国内法との連携の必  
YUNE (尹眞秀) 教授から、“CEDAW, CRC and  
CEDAW (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃  
約)の韓国における位置づけについて説明がされた  
保が、近年の家族法・国籍法・渉外私法等の相次ぐ  
——により撤回されてきた経緯が紹介された。最後  
授との共同執筆に係る“Status of Women in Family  
と題する報告がされ、家族における女性の位置づけ  
え)」制度の廃止・共同親権・妻の財産管理権・妻  
婦別姓の提案の挫折や配偶者からの暴力の防止及び  
の相続分の増加・子の扶養料請求権の保護の強化に

これらの報告の後、報告者にフロアも交えて質疑  
発に行われたため、そのすべての内容をここで紹介  
論がされた。

社会の変化が法改正を促す場合と法改正が社会の  
は多くは前者ではないかとの指摘がされ、関連して  
改正と司法部門による判例の創造・変更があり、そ  
摘がされた。また人権保護機関を構想する場合に、  
がされた。YUNE教授のレポートで言及されたCRC  
ではどのような規律が存するのかという質問がな  
ンのようなものが存するのみである、という回答が  
言及された地方在住の女性の教育に関する権利と市  
NGOが果たしている役割、中国・韓国においてCE  
がされた。

これら2つのセッションが終了した後、東京大学  
から、Beseto開催の意義や2つのセッションでの  
Speechがあり、第2回Besetoは終了した。

この第2回Besetoでは、テーマを絞った上で同一  
あわせてレポートを執筆する、ということを取って  
自由に特定のテーマを設定して報告をする、とい  
込み、絞り込まれたテーマについて北京大・ソウル  
報告者の負担が大きいという意味で困難であること  
も、内容的には様々な報告がされることになった。

このことについて、一方では、統一感のない研究  
し他方では、ある程度幅のあるテーマについてそれ  
というバリエーションを楽しむことができたという  
いては、報告者同士がお互いの報告内容について  
議論をぶつける、ということがしばしば行われた  
数を考えれば、フロアからの質問も少なくはなか  
きであろう。

なお、この第2回Besetoにおける各報告は、出  
行される予定である。

(東京大学大学院法学政治学研究科教授・第2回Beseto)

ある法律家（法曹実務家等）の育成を目指し、大学院  
トレイニーとしてローファームや国際機関に派遣し  
同年10月末までの実績は以下のとおりです。

派遣先	期 間
事務所（ロンドンおよび東京）	2008年8月2日～25日
セミナー2008	2008年8月6日～11日
セミナー2008	2008年8月6日～11日
セミナー2008	2008年8月6日～11日

## onでの研修を終えて

東京大学大学院法学政治学研究科  
グローバルCOEプログラム特別研修生 鶴殿寛岳

の一つとして海外派遣プログラムに参加し、2008年8  
ローファームであるClifford Chance（以下、CCと表  
最後の1週間は東京オフィス）。ここに私の体験記を

部をおき、世界で約三千名のローヤーを抱える国際  
訴訟はほとんどなく、CCは（競争法部門を除き）  
ン市内の東部にある新興金融街であるCanary Wharf  
本社、リーマンブラザーズ（帰国後三週間後に破綻）  
あります。ここで働いているローヤーはsolicitorの有  
彼らは、bar examを合格後、2年間のトレーニング  
といったセクション（半年毎交代の計4分野）をこ  
の友人であるHabib Motani氏（パートナー）がデリバ  
、次の1週間はAsset Finance（のうち航空機ファイ

多様性です。私とバディを組んだtraineeは二人とも  
ーパーバイザーになった同室のシニアアソシエイトは  
てくれた隣室のローヤーはシンガポール人で、Asset  
間仕事をしたことがあるオーストラリア人です。ま  
of Economics and Political Science)が多く、その次  
sity College, London)等です。シンガポール、イン  
は行かず、直接これら英国の名門大学へ来るよう  
としてCCでwork experience（こちらでいういわゆ  
ンガポール人と話す機会があったのですが、その彼  
からロンドンで就職するつもり」で、「CCの面接を  
に、バディの紹介で親切にも友人になってくれた方  
に移住し、LSEとオックスフォードで法律を勉強し  
citorとなるためのtraineeとして激務をこなしていま

まず第一に、彼らは全員、紙媒体の法律雑誌、法律

書は一切読みません。参照するのは、イントラネット  
過去にクライアント向けに行ったセミナーのレジメか  
映像教材までテーマ毎に整理されており、GTAD（G  
年のディールの詳細を網羅したデータベース、業界用  
渉の相手がAllen&Overyならこちらは〇〇しろ！とい  
は、業務の合理化の他に、人材の流動性が非常に高く  
ないという点にもあるようです。基本的には、パート  
識はなく、むしろ少なからぬ人は、CCでの仕事は一  
トバンカーになる者から哲学の大学教授になるものま  
ないので、困ったときはインターネットを参照しま  
たいなら、PLC（www.practicallaw.com）というオン  
所のローヤー達が書いた資料を読みます。それでも足  
も分かりやすく書かれてあり、Lawの深い知識・理解  
あるのですが、大きいオフィスの割には申し訳程度の  
使いませんし、法律書を持ち込んで読む人もいません  
また第二に、オフィスの役割分担がしっかりしてい  
すが、ほとんどの人は判例をチェックしませんし読み  
契約書のテンプレに関連する判例の要約を3,4行程度  
デートをひたすら行うローヤー、若手にノウハウを教  
をもらってくるローヤーもいます。最後に紹介したも  
手法律事務所の担当者を一カ所に集めて、どのよう  
う慣習があることからもうけられています。

さらに第三に、クライアントはまずオフィスに足を  
ます。これはファイナンス業務だけではなく、日本で  
生でもほとんど電話で済ませます。せいぜいヒュー  
す。

最後に特筆すべき点は、業務の内容・範囲です。L  
を書きます。たとえば、LSE（London Stock Exchan  
取する案件で、その株主の過半数が米国籍なのでSE  
ンオフィスでリサーチします。上に紹介した友人は、  
ションを見たけど一晩で五千ポンド（タイムチャーシ  
いけどね。」と言っていました。Law以外に関し  
managementが中心であり（あるパートナー曰く、ノ  
から講師を招き、三日間の講習を受け今でも役立っ  
チャーをひねり出すことだったりします。

以上は、私が見聞したことを中心にまとめたもので  
想を少し。ロンドンの巨大で国際的なマーケットは、  
借りれば、「自分の中のhorizonを一気に広げてくれ  
環境であることはたしかです。実際、私もダイナミ  
に触れたときの興奮は今でも忘れられませんし、3  
らもLawに対する見方も大きく変わり、司法とマーケ  
き関係を考える契機ともなりました。このようなプラ  
験を踏まえて、今後のあるべきルールメイキングに  
も貢献できればと思います。

ある法律家（法曹実務家等）の育成を目指し、大学院  
トレイニーとしてローファームや国際機関に派遣し  
同年10月末までの実績は以下のとおりです。

派遣先	期 間
事務所（ロンドンおよび東京）	2008年8月2日～25日
セミナー2008	2008年8月6日～11日
セミナー2008	2008年8月6日～11日
セミナー2008	2008年8月6日～11日

## onでの研修を終えて

東京大学大学院法学政治学研究科  
グローバルCOEプログラム特別研修生 鶴殿寛岳

の一つとして海外派遣プログラムに参加し、2008年8  
ローファームであるClifford Chance（以下、CCと表  
最後の1週間は東京オフィス）。ここに私の体験記を

部をおき、世界で約三千名のローヤーを抱える国際  
訴訟はほとんどなく、CCは（競争法部門を除き）  
ン市内の東部にある新興金融街であるCanary Wharf  
本社、リーマンブラザーズ（帰国後三週間後に破綻）  
あります。ここで働いているローヤーはsolicitorの有  
彼らは、bar examを合格後、2年間のトレーニング  
といったセクション（半年毎交代の計4分野）をこ  
の友人であるHabib Motani氏（パートナー）がデリバ  
、次の1週間はAsset Finance（のうち航空機ファイ

多様性です。私とバディーを組んだtraineeは二人とも  
パーバイザーになった同室のシニアアソシエイトは  
てくれた隣室のローヤーはシンガポール人で、Asset  
間仕事をしたことがあるオーストラリア人です。ま  
of Economics and Political Science)が多く、その次  
sity College, London)等です。シンガポール、イン  
は行かず、直接これら英国の名門大学へ来るよう  
としてCCでwork experience（こちらでいういわゆ  
ンガポール人と話す機会があったのですが、その彼  
からロンドンで就職するつもり」で、「CCの面接を  
に、バディーの紹介で親切にも友人になってくれた方  
に移住し、LSEとオックスフォードで法律を勉強し  
citorとなるためのtraineeとして激務をこなしていま

まず第一に、彼らは全員、紙媒体の法律雑誌、法律

書は一切読みません。参照するのは、イントラネット  
過去にクライアント向けに行ったセミナーのレジメか  
映像教材までテーマ毎に整理されており、GTAD（G  
年のディールの詳細を網羅したデータベース、業界用  
渉の相手がAllen&Overyならこちらは〇〇しろ！とい  
は、業務の合理化の他に、人材の流動性が非常に高く  
ないという点にもあるようです。基本的には、パート  
識はなく、むしろ少なからぬ人は、CCでの仕事は一  
トバンカーになる者から哲学の大学教授になるものま  
ないので、困ったときはインターネットを参照しま  
たいなら、PLC（www.practicallaw.com）というオン  
所のローヤー達が書いた資料を読みます。それでも足  
も分かりやすく書かれてあり、Lawの深い知識・理解  
あるのですが、大きいオフィスの割には申し訳程度の  
使いませんし、法律書を持ち込んで読む人もいません  
また第二に、オフィスの役割分担がしっかりしてい  
すが、ほとんどの人は判例をチェックしませんし読み  
契約書のテンプレに関連する判例の要約を3,4行程度  
データをひたすら行うローヤー、若手にノウハウを教  
をもらってくるローヤーもいます。最後に紹介したも  
手法律事務所の担当者を一カ所に集めて、どのよう  
う慣習があることからもうけられています。

さらに第三に、クライアントはまずオフィスに足を  
ます。これはファイナンス業務だけではなく、日本で  
生でもほとんど電話で済ませます。せいぜいヒュー  
す。

最後に特筆すべき点は、業務の内容・範囲です。L  
を書きます。たとえば、LSE（London Stock Exchan  
取する案件で、その株主の過半数が米国籍なのでSE  
ンオフィスでリサーチします。上に紹介した友人は、  
ションを見たけど一晩で五千ポンド（タイムチャーシ  
いけどね。」と言っていました。Law以外に関し  
managementが中心であり（あるパートナー曰く、ノ  
から講師を招き、三日間の講習を受け今でも役立っ  
チャーをひねり出すことだったりします。

以上は、私が見聞したことを中心にまとめたもので  
想を少し。ロンドンの巨大で国際的なマーケットは、  
借りれば、「自分の中のhorizonを一気に広げてくれ  
環境であることはたしかです。実際、私もダイナミ  
に触れたときの興奮は今でも忘れられませんし、3  
らもLawに対する見方も大きく変わり、司法とマーケ  
き関係を考える契機ともなりました。このようなプラ  
験を踏まえて、今後のあるべきルールメイキングに  
も貢献できればと思います。

## 国際交流

---

### < 海外からの来訪者 >

2008年9月19日

Suli Zhu (北京大学法学院長)

Genlin Liang (北京大学法学院教授)

Guimei Bai (北京大学法学院教授)

Konsik Kim (ソウル大学校法科大学長)

Kuk Cho (ソウル大学校法科大学教授)

Jinsu Yune (ソウル大学校法科大学教授)

以上、「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」第1回シンポジウム“Changing Society and the Role of Law”への参加

### < 事業推進担当者の海外研究活動 >

2008年9月

増井良啓

パリおよびブリュッセルにおいて、ソフトロー研究第11号掲載論文「二国間租税条約における恒久的施設無差別の規定と国内租税法令における外国税額控除の人的範囲」の継続調査を行った。

# 3 研究成果

## GCOEソフトロー・ディスカッション・ペーパー・シリーズ

2008年10月末までに以下の1本が公表されました。本拠点のホームページからダウンロードできます  
(<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/gcoe/outcome/paper.html>)。

号	執筆者	タイトル
GCOESOFTLAW-2008-1	石川博康	中国および台湾における事情変更の原則—再交渉義務論の視点から

## 研究叢書（編集代表・中山信弘）刊行のご案内

グローバルCOEプログラムの前身である21世紀COEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」での5年間の研究成果を『ソフトロー研究叢書』（全5巻）にまとめました。株式会社有斐閣より順次刊行中です。

- |                             |                            |
|-----------------------------|----------------------------|
| 第1巻 ソフトローの基礎理論（藤田友敬編）       | 第2巻 市場取引とソフトロー（神田秀樹編）      |
| 第3巻 政府規制とソフトロー（中里実編）*       | 第4巻 知的財産（情報材）とソフトロー（大淵哲也編） |
| 第5巻 国際社会とソフトロー（小寺彰・道垣内正人編）* |                            |
- \* = 既刊

### <既刊のご紹介>

第3巻 政府規制とソフトロー（中里実編）

はじめに 中里実

第1部 総論

第1章 国家による介入とその手法—国家、市場、法の関係 中里実

第2章 国家の財源調達活動とソフトロー

—公債市場における「暗黙の政府保証」と「市場との対話」 藤谷武史

第3章 会計とソフトロー 松原有里

第2部 経済法

第1章 独占禁止法におけるソフトローの概観 白石忠志

第2章 公正取引委員会の事前相談制度—ソフトローの観点からの考察 山中藍子

第3章 企業結合規制における問題解消装置を通じたソフトロー形成に関する一考察 滝澤紗矢子

第4章 行為者に有利な事件処理による独禁法上の規範形成 白石忠志

第5章 標準化活動における開示ルール違反と独占禁止法 大久保直樹

第3部 租税法

第1章 租税法の形成における実験—国税庁通達の機能をめぐる一考察 増井良啓

第2章 租税法における和解 渡辺裕泰

第3章 土地信託通達にみる信託課税の一側面 小林秀太

第4章 国際租税法におけるルール形成とソフトロー

—CFC税制と租税条約に関するOECDコメントの位置付けを題材として 浅妻章如

第5巻 国際社会とソフトロー（小寺彰・道垣内正人編）

はじめに 小寺彰・道垣内正人

第1部 国際法

第1章 現代国際法学と「ソフトロー」—特色と課題 小寺彰

第2章 国際法学におけるソフトロー概念の再検討 齋藤民徒

第3章 いわゆる「非拘束的合意」についての一考察—日中共同声明（1972年）の法的非拘束性の再検討 豊田哲也

第4章 海洋秩序の維持におけるソフトローの機能—漁業資源の保存管理と海洋環境の保護・保全 西本健太郎・奥脇直也

第5章 宇宙法におけるソフトローの機能—市場と公益の調整原理 青木節子

第6章 安全保障輸出管理と国際法 中谷和弘

第7章 紛争ダイヤモンド取引規制レジームの形成と展開 西元宏治

第2部 国際私法

第1章 国際私法とソフトロー—総論的検討 道垣内正人

第2章 国際契約とソフトロー 森下哲朗

第3章 国際支払とソフトロー—信用状統一規則の意義と法的性質 西谷祐子

第4章 国際海商法の統一性とソフトロー—統一法形成における統一規則の意義 竹下啓介

第5章 ソフトローの観点から見た国際航空法—国際標準と勧告方式の遵守を中心として 横溝大

第6章 ソフトローの観点から見た国際商事仲裁 早川吉尚



Law  
GCOE

発行日 2008年10月31日

本郷7-3-1 東京大学大学院法学政治学研究科  
と市場の相互関係におけるソフトロー」事務局  
oe@j.u-tokyo.ac.jp URL: <http://www.j.u-tokyo.ac.jp/gcoe/>

New

No.1



グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」事務局  
Global Centers of Excellence Program S